

京丹波町空き家情報バンクに登録された空き家に付随する農地の別段面積に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、移住及び定住の促進並びに空き家や遊休農地の発生防止並びに農地の活用を目的に、京丹波町空き家情報バンク（以下「空き家情報バンク」という。）に登録された空き家に付随する農地に係る農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第2項第5号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項に基づく別段面積について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地とは、法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 移住及び定住とは、購入又は貸借（以下「取得」という。）した空き家の所在地を住所地とし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき京丹波町の住民基本台帳に記録され、生活の本拠とすることをいう。
- (3) 空き家情報バンクとは、京丹波町が空き家の売買又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、空き家等に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (4) 空き家に付随する農地とは、空き家に隣接する農地に限定せず、登録された空き家の所有者等が権利を有する農地とし、1筆単位で農業委員会が指定したものをいう。
- (5) 所有者等とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、貸借等を行うことができる者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。

(別段面積)

第3条 別段面積は、多様な農業の担い手確保により、農地の保全及び有効活用を図るため、空き家情報バンクに登録された空き家を取得して移住及び定住し、その空き家に付随する農地を耕作のために取得する場合に限り、1平方メートルとする。

(設定区域)

第4条 別段面積を設定する区域については、空き家情報バンクに登録した空き家の所有者等が所有する農地とし、1筆毎に地番指定するものとする。

(指定することができない農地)

第5条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する農地については、空き家に付随する農地として別段面積を指定することができない。

- (1) 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有しない農地
- (2) 賃借権、地上権、永小作権、質権等が設定された農地
- (3) 農地中間管理権が設定された農地
- (4) 利用権が設定された農地
- (5) 作業受委託契約が締結された農地
- (6) 多面的機能支払交付金事業や中山間直接支払交付金事業等の対象農地であり、権利移転することで、その事業に支障等が生じるおそれがある農地
- (7) 現況が山林化するなど非農地状態となっており、復旧が困難な農地
- (8) 京丹波町農業振興地域整備計画の農用地区域内農地（ただし、農用地除外の要件を満たしている農地は除く）
- (9) 地域等が取り組む集团的営農活動において活用されている農地（別段面積及び区域の指定）

第6条 空き家に付随する農地として農業委員会の指定を受けようとする所有者等は、空き家に付随する農地の指定申請書（様式第1号）を町長に提出するものとし、町長は空き家情報バンクと農地の関連を審査した上で、農業委員会に回付するものとする。

- 2 農業委員会は、前項の規定による指定の申請があったときは、申請内容と現地の状況を確認の上、空き家に付随する農地現地確認書（様式第2号）により農業委員会総会に報告するものとし、適当と認めるときは、別段面積及び区域を指定することができる。

（指定の取消）

第7条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、別段面積及び区域の指定を取り消すことができる。

- (1) 空き家情報バンクの登録が取り消されたとき。
- (2) 所有者等から指定取消の申請があったとき。
- (3) 空き家情報バンクに登録した空き家と別で権利移動を行うとき。
- (4) 所有権その他の権利に移動があったとき。
- (5) 申込内容を偽って登録したことが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか農業委員会が適当でないとき。

- 2 前項第2号の場合において、所有者等は、空き家に付随した農地の指定取消申出書（様式第3号）を町長に提出するものとし、町長は当該申出書の内容を審査した上で、農業委員会に回付するものとする。

（告示）

第8条 農業委員会は、空き家に付随する農地を指定したとき、又はその指定の取り消しを行ったときは、速やかに告示するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

空き家に付随する農地の指定申請書

年 月 日

京丹波町農業委員会会長 様

(申請者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

空き家情報バンク登録物件に付随する以下の農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積1㎡の指定を受けたいので申請します。

空き家の所在地： _____

空き家の所有者名： _____

農地の所在 (京都府船井郡京丹波町)	登記 地目	面積 (㎡)	農地所有者	売買等の条件など

【誓約事項】

農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積1㎡の指定を受けた後の売買については、空き家情報バンクに登録した空き家とセットで購入する者への売買のみ適用されることを確認しています。対象者以外と売買を行う場合は、取消しを受けても異議ありません。

【連絡・照会先】

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

【添付書類】 登記事項証明書、公図、位置図、現況写真

空き家に付随する農地の指定申請書 添付書類・留意事項等

【添付書類】

登記事項証明書	法務局が発行する全部事項証明書
公 図	次のいずれかのものを添付する。 (1) 法務局が発行する字限図又は地籍図 (2) 登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報（地図・図面）を印刷したものに下記の事項を記載し押印したもの 「 登記情報提供サービスの図面情報に相違ありません。 年 月 日 ○○市△△1234番地の5 □□ □□ 」
位 置 図	1/25, 000程度の見取り図並びに1/3, 000程度の住宅地図など
現 況 写 真	申請地を表示し、少なくとも2方向から撮影したもの。

【指定できる条件】

空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有する農地で、以下の農地に該当しないこと。

- (1) 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有しない農地
- (2) 賃借権、地上権、永小作権、質権等が設定された農地
- (3) 農地中間管理権が設定された農地
- (4) 利用権が設定された農地
- (5) 作業受委託契約が締結された農地
- (6) 多面的機能支払交付金事業や中山間直接支払交付金事業等の対象農地であり、権利移転することで、その事業に支障等が生じるおそれがある農地
- (7) 現況が山林化するなど非農地状態となっており、復旧が困難な農地
- (8) 京丹波町農業振興地域整備計画の農用地区域内農地（ただし、農用地除外の要件を満たしている農地は除く）
- (9) 地域等が取り組む集团的営農活動において活用されている農地

【注意事項】

- 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有していることが条件です。農業委員会が移住・定住担当課へ登録情報を確認する場合がありますのでご了承ください。
- 取得される方が空き家とセットで取得される場合に限り適用されます。誓約事項を確認してください。
- 指定申請できる農地は、3条申請時の下限面積要件を満たさない農地に限りません。

年 月 日

京丹波町農業委員会会長 様

農業委員 _____ (印)

空き家に付随する農地現地確認書

下記物件について、 年 月 日に現地を確認しましたので、報告します。

記

農地所有者							
所有者住所							
農地の所在 (京都府船井郡京丹波町)	地目	面積 (㎡)	指定確認要件 特記事項等	農地法施行規則第1 7条第2項第2号	多 面 的	中 山 間	農 振 農 用 地
				<input type="checkbox"/> 周辺の地域に 支障をきたす農地	有 無	有 無	有 無
				<input type="checkbox"/> 周辺の地域に 支障をきたす農地	有 無	有 無	有 無
				<input type="checkbox"/> 周辺の地域に 支障をきたす農地	有 無	有 無	有 無
				<input type="checkbox"/> 周辺の地域に 支障をきたす農地	有 無	有 無	有 無

【指定にかかる確認要件】

- ①空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有する農地であること。
- ②賃借権・地上権、利用権等が設定されていないこと。
- ③現所有者による耕作や保全管理の見込みがなく、効率的かつ安定的な農業経営体による利用も見込めず適正な利用を図る必要があること。
- ④周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。
- ⑤申請に係る農地における営農の妨げとなる権利を有する者がいないこと。
- ⑥現況が山林化する等の非農地状態でなく、耕作できる状態であること。

空き家に付随する農地の指定取消申出書

京丹波町農業委員会会長 様

住所 _____

氏名 _____ (印)

別段面積及び区域の指定を受けている以下の農地について、空き家情報バンクに登録された空き家に付随する農地の別段面積に関する規程第8条第2項の規定に基づき、指定の取り消しを申出します。

農地の所在 (京都府船井郡京丹波町)	地目	面積 (㎡)	農地所有者	告示日（施行日）

申出理由： _____

【連絡・照会先】

住 所： _____

氏 名： _____

電話番号： _____